

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定によつて、広島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、変更後の計画を次のとおり公表する。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県漁獲可能量及び漁獲努力可能量管理計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、県民に新鮮な水産物を供給する役割を果たすとともに、沿岸部の重要な産業となっている。水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 我が国周辺水域における海洋生物資源は、高位又は中位水準にあるものが約半数を占めているものの、残り約半数は依然として低位水準にとどまっている。

本県水域については、屈曲に富む海岸線や大小138に及ぶ島々を有し、規模は小さいが良好な漁場を形成し、多種多様な海面漁業による漁業生産が行われている。漁獲状況は、栽培対象魚種では、積極的な種苗放流等の効果で「横ばい」を維持しているものの、それ以外の魚種は漁業者の減少等の影響もあり低位で推移している。
 - (3) このようなことから、県としては従来、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、農林水産大臣が定めた基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理するため、他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
 - (5) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の集積が必要である。そこで、国又は関係府県との連携の下、資源の調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても資源を管理し、有効な利活用を行うため、栽培漁業及び資源管理型漁業を一層推進していくこととする。
 - (7) 本県における漁獲可能量においては、他県からの入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。
- ### 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は定めない。
- ### 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- (1) 本県において第1種特定海洋生物資源のうち「まあじ」、「まいわし」及び「まさば

及びごまさば」については、主な漁獲目的としている漁業種類には小型まき網がある。このため、小型まき網漁業については現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいた操業とし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のうち、「くろまぐろ」については、別に定める。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりである。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	平成30年4月20日から 平成30年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業(うち、さわらを採捕目的とするもの)	平成30年6月1日から 平成30年8月31日まで	1,288

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりとする。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	平成30年4月20日から 平成30年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業(うち、さわらを採捕目的とするもの)	平成30年6月1日から 平成30年8月31日まで	1,288

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るため、「広島県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、漁業者に対して、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限に基づき操業することを周知徹底する。

おって、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に関する迅速な報告体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、干潟・藻場の保全や造成をはじめとする小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めるとともに、資源管理の意義を県民に広く啓発する活動を推進していくこととする。

広島県漁獲可能量及び漁獲努力可能量管理計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年10月11日 公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 くろまぐろについては、本県漁業者は曳き縄釣り漁業により長崎県対馬地先海域で漁獲している。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について広島県に定められた数量に関する事項

サイズ	管理期間	知事管理量
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	平成30年7月1日から 平成31年3月31日まで	0.12トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	平成30年7月1日から 平成31年3月31日まで	1.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超える恐れが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 漁業協同組合は、所属漁業者との連絡を密にし、1日当たり0.05トンを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。
- (2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	本県
呉豊島漁業協同組合	漁業者は漁協に電話連絡	漁協は、本県水産課にメール連絡。本県は、漁協に受信連絡。

※ 漁業協同組合は、漁業者との連絡体制を整備するものとする。

※ 本県は、上表の漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

- (3) (1) の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業	残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。

- (4) 本県は、(1) の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 早期是正措置について

(1) 採捕の数量の公表等

本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の小型魚若しくは大型魚別の採捕の数量が、第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

また、日本全体の小型魚若しくは大型魚別の採捕の数量が、我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がなされた時点で本県の採捕の数量が公表されていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって、本県の公表とする。

(2) 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後速やかに、法第9条第2項の規定に基づき、本県漁業者に対し次の措置を講じるものとする。

ア 当該公表に係るくろまぐろ（小型魚若しくは大型魚別）を獲ることを目的とした操業は自粛し、当該くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとするとともに、生存個体は全て放流するよう勧告する。

イ 漁業協同組合に対し、当該措置の履行確認を依頼する。

3 遊漁の管理について

本県は、漁業者に管理の取組を指導した場合は、本県の採捕者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、遊漁者に関しては、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 知事管理量を超えるおそれが著しく大きい場合の採捕の停止について

本県の小型魚若しくは大型魚別の採捕の数量が、第2の知事管理量の9割を超える時点で、他県管下海域で操業する本県漁業者に対し採捕の停止を勧告するとともに、本県地先海面における採捕者に対し、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

2 全国数量を超えるおそれが著しく大きい場合の採捕の停止について

日本全体の小型魚若しくは大型魚別の採捕の数量が、我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、当該公表の時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、他県管下海域で操業する本県漁業者に対し採捕の停止を勧告するとともに、本県地先海面における採捕者に対し、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

3 その他採捕の停止に関することについて

本県の遊漁者による採捕の数量は、知事管理量に含まれるため、(1)及び(2)に記載の採捕の停止命令により、本県の遊漁者についても漁業者と同様にくろまぐろの採捕を禁止することとし、本県はその内容の周知に努める。